

こども誰でも通園制度を開始します

「こども誰でも通園制度」は、保育園などに通っていないお子さんを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で保育園などを利用できる制度です。

利用するために、保護者の就労や病気、冠婚葬祭などの理由を申告する必要はありません。

同年代の子ども同士の交流を通じて、年齢に応じた遊びや新たな気づきを促し、こどもの育ちを支援します。保護者にとっても、経験豊富な保育士から育児のアドバイスを受れたり、子育てから一時的に離れてリフレッシュしたりする機会となります。

1 こども誰でも通園制度の概要

【対象】 生後6カ月～2歳までの未就園児

【利用可能時間】 子ども1人当たり月10時間まで

【利用料】 1人1時間当たり300円（保護者の所得に応じて一部減額あり）

※給食・教材費は別途必要となる場合があります

2 利用までの流れ

利用には、利用者認定申請と事前面談が必要です。

- ① オンラインまたは新館こども課窓口で利用者認定申請を行う
 - ② 申請の承認後、国の予約システムのアカウント発行のお知らせが届く
 - ③ 予約システムにログインし、利用したい施設の事前面談を予約する
 - ④ 事前面談後、予約システムから利用予約する
- ※システムを使うことが難しい人は、新館こども課にご相談ください



市ホームページ

3 市内の実施設

施設名	住所	施設類型	曜日	時間	給食提供	利用定員
湯口保育園	上根子字 中野	保育園	月～金	午前9時～正午	不可	通常保育の利用定員に空きがある時に受け入れ
かがりの 膝乃こども園	中根子字 明堂	認定こども園		午前9時～午後4時	可	
ピュア・チャイルド園	若葉町二 丁目	小規模保育事業所		午前9時～午後4時	可	
ぎんどう保育園	石神町			年齢や給食の有無により変動（※）	可	
ひよこ保育園	下似内			午前9時～午後4時	可	0～2歳児の各年齢ごとに1人

（※）1歳6カ月以下・給食なし：午前10時～11時、1歳6カ月以下・給食あり：午前10時～11時30分、
1歳7カ月以上・給食なし：午前10時～11時30分、1歳7カ月以上・給食あり：午前9時30分～午後0時30分